

## 令和6年度東海市雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、雨水貯留浸透施設（以下「貯留浸透施設」という。）を設置するものに対し、補助金を交付することにより、豪雨時の雨水流出の抑制及び雨水の有効利用に寄与することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれかの要件を満たす貯留浸透施設を市内の宅地又は雑種地に設置するもので、市税を滞納していないものとする。

- (1) 土地又は建物に付随しているもの
- (2) その他この要綱の目的を達成すると管理者が認めるもの

### (補助金の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる貯留浸透施設は、雨水排水専用として設置するもので、別表に掲げるものとする。

- 2 前項に規定する貯留浸透施設の設置は、補助金（変更）交付内定の通知を受けた年度内に完了するものでなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する貯留浸透施設については、補助金の交付の対象としない。
  - (1) 移転補償等機能回復により設置するもの
  - (2) 宅地開発等に関する指導要綱等で設置が不相当とされたもの
  - (3) 宅地開発等に関する許認可において設置を義務付けられたもの
  - (4) その他管理者が補助金の交付を不相当と認めたもの

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とし、予算で定める額の範囲内において交付する。

- 2 補助金の交付の合計額は、15万円を上限とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、貯留浸透施設の設置に着手する前に補助金交付申請書を管理者に提出し、内定を受けなけれ

ばならない。

2 前項の場合において、補助金の交付の対象となる貯留浸透施設を共有することとなるものが交付申請をしようとする場合は、その代表者がこれを行わなければならない。

(補助金の変更申請)

第6条 申請者は、前条の申請書の記載事項に変更のあった場合は、速やかに補助金変更交付申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第7条 管理者は、前2条の申請書を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を補助金(変更)交付内定通知書により申請者に通知するものとする。

(設置の中止)

第8条 申請者は、貯留浸透施設の設置を中止しようとする場合は、中止届を管理者に提出しなければならない。

(完了届)

第9条 第7条の内定を受けたもの(以下「設置者」という。)は、貯留浸透施設の設置が完了したときは、完了の日から起算して7日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、完了届を管理者に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 管理者は、前条の完了届を受理したときは、速やかに検査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金交付決定通知書により設置者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 設置者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、請求書を管理者に提出しなければならない。

(維持管理)

第12条 補助金の交付を受けたものは、貯留浸透施設の適正な維持管理に努めなけ

ればならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 管理者は、補助金の交付を受けたものが次のいずれかに該当するときは補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) その他管理者が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

施設名	内 容	補助金の額
(1) 浄化槽転用貯留槽	既設の浄化槽を加工等実施し、転用するもの	1基当たり75,000円 又は転用費用の2分の1の価格のいずれか低い額
(2) 貯留槽	80リットル以上の貯留容量のもの	設置費用の2分の1の額
(3) 地下貯留槽	80リットル以上の貯留容量のもの	設置費用の2分の1の額
(4) 地下貯留浸透槽	80リットル以上の貯留容量のもの	設置費用の2分の1の額
(5) 浸透ます	内幅及び内径が各20センチメートル以上で、柵材は透水性の材料とし、地中部分は外面から10センチメートル以上の部分を20ミリメートル以上40ミリメートル以下の粒径の砕石で覆い、砕石外面に透水シートを設置し、柵底面には砕石下面全面に5センチメートル以上の厚さのフィルター砂層を設けるもの	1基当たり7,000円
(6) 浸透管	呼び内径10センチメートル以上で、管材は透水性の材料とし、管の外面から10センチメートル以上の部分を20ミリメートル以上40ミリメートル以下の粒径の砕石で覆い、砕石の外面に透水シート、管の底面には砕石下面全面に5センチメートル以上の厚さのフィルター砂層を設けるもの	1メートル（10センチメートル未満の端数は切り捨てる。）当たり 3,000円
(7) その他	(1)～(6)までの施設と同等の効果があると管理者が認めるもの	(1)～(6)までの施設の補助金の額に相当する額